神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	「仏日庵公物目録」成立に関する一考察
著者	古川元也
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 35 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2009 年（平成 21 年）3 月
判型	A4（210mm × 297mm）

【論文】

「仏日庵公物目録」成立に関する一考察

古川元也

【要旨】

本報告は、鎌倉の禅宗寺院瑞鹿山円覚寺塔頭仏日庵に伝わる什物帳の成立について考察を加えたものである。本目録は中世禅宗寺院において作成され伝存している数少ない什物目録であるばかりでなく、そこに記されている寺宝の種類と構成とが、実際の什物に対する寺内での秩序意識を克明に明らかにしている点からも類を見ない史料となっている。

具体的には、描かれた諸祖、舶載された文物と国内の文物、寺内から流失した文物、付記された諸々の情報などが、寺院内部の什物に対する意識、寺内文物の意味やあり方を明らかにしているのである。このことは日本の中世社会で多様な変質を遂げた宋・元由来の唐物理解にも重要な手がかりを与えており、美術史研究に度々引用されてきたところである。

しかしながら、実際の目録には多数の補記、訂正、改変跡がみられ、また料紙そのものも法量、紙継等に不揃いな点が見られるなど検討すべき課題も多い。本稿ではこれらに対し、史料論的な考察を十分に加え、従来、断片的にテキストとして利用されてきた本史料を、成立の過程を推論しつつ什物帳としての可能性について述べてみたい。なお、本稿は当館総合研究「中世東国の仏教美術」による研究成果の一部である。

【キーワード】　中世　円覚寺　仏日庵公物目録　唐物　史料論

はじめに

本稿は、鎌倉に所在する臨済宗寺院瑞鹿山円覚寺につたわる「仏日庵公物目録」の成立過程を中心に考察したものである。[1] 同目録は円覚寺塔頭仏日庵の什宝を南北朝期（十四世紀後半）にまとめたもので、初期禅宗寺院の什物目録として夙に知られている。特に、「目録」に所収されている絵画、工芸品等の文物が所蔵との関係で判然とする当該期の史料は限られるため、寺院における〝唐物〟を考える上で避けて通ることのできない史料となっている。[2] 一方、「目録」には表記、記述や料紙の用い方において検討を要すべき点も存在している。本稿では、目録そのものの書誌的な考察を中心に、「目録」成立の過程を考察し、この「目録」の史料的な位置付けを明確にすることを目的とした。また、そこで明らかになった知見をもとに、中世の禅宗寺院における什物の機能、公物の意識、目録作成の契機などに触れ、請来文物である唐物の再検討を試みてみたいと思う。

一、「仏日庵公物目録」の記述と序列

「仏日庵公物目録」は円覚寺の塔頭仏日庵の什物目録であり、現状では全一巻。墨付十三紙からなっている。奥書によれば、元応二年（一三二〇）に存在した目録をもとに、僧「法清」が現物と校合、調査して、貞治二年（一三六三）に作成したとする。鎌倉幕府北条氏による庇護の下、寺院に集積された唐物が、次代には礼物、賄賂等に用いられたが、「目録」は合点等でその勘考を記し、併せて什宝の相承

を考慮して作成されたものである。

内容は諸祖頂相を筆頭に、絵画、墨跡、工芸の諸品と由緒の注記からなっており、その序列は寺院内での序列を反映している。また什物の譲渡による滅失に重点が置かれ記録されている点が特徴となる。墨跡、絵画、工芸品は、当該期に尊重されていた唐物であり、十三世紀末から十四世紀半ばにかけて請来された作品を知りうる数少ない史料の一である。

ところで、その請来文物の序列は「目録」の記載に端的に表出されている。料紙には界線が引かれるが各項目の位置関係から具体的な序列を容易に導き出すことが出来る。(3)

諸祖頂相
応化賢聖
絵分
墨跡
唐分
日本分
被進方々仏日庵絵以下事
法衣箱籠二合内
一箱
細々具足　在宝蔵
三所仏前御具足　承仕預之
本堂分
弥勒堂分
観音堂分
預承仕細々具足
以上小宝蔵入之

序列が示すように、「諸祖頂相」「応化賢聖」は最も重要な寺宝であり、塔頭堂室を荘厳する「絵」や「墨跡」が次に続く。諸祖の法衣や具足類（工芸品）は寺物として最後にまとめられている感がある。(4)寺院の什物帳には〝引継ぎのための現存物品の確認〟という意図が付随しているのが通例であり、「目録」が単なる什宝目録でないことはいうまでもない。事実、「方々へ進らさる仏日庵絵以下事」という項目や、多数の勘考痕を見れば明らかである。奥書（第12―13紙）には次のようにある。

右、元應二年六月十三日、本目録難雖在之、彼目録之内、前代々時御内之仁等、或於御前拝領之、或元弘兵亂之時於土藏紛失之由載之、其上近来長壽寺殿入御之時以下度々被進方々之間、相副本目録、以現在之物所注茲也、仍目六如件、

貞治二年四月　日　　法清（花押）

要をとれば、「目録」の什物中には北条氏御内人の拝領や、元弘争乱で失われたもの、足利尊氏の入御以降の進物とされたものもあるが、現存するものを記した、というのである。

勿論、元応二年台帳の引き写しによると思われる誤記重複もあるため、公物としての重要性と理解には差があったと思われる。本文中「鉢」とすべきを「躰」、「跡」と「蹟」、「鋪」と「軸」の混用、「大恵」「蜜庵」など諸祖頂相中の未分類での羅列、総じて省略の多い運筆など、目録としての体裁を重視し元台帳を書写したと考えなければ理解できない部分も多い。第9―10紙に渡る「三所仏前御具足」の記述には混乱が生じてもいる（〈　〉は割注を示す。一部注記を省略）。

本堂分　　＊青磁香呂一ヶ古銅花瓶一對　＊朱書
青磁花瓶香呂一對　　＊古銅香爐二　　＊墨抹消
磬一　鈴一
弥勒堂分　　＊青磁　　＊朱書
青磁花瓶香呂一對　　古銅香爐一〈被＊盜〉　＊書損訂正
＊磬一　　＊朱書
観音堂分
青磁花瓶香呂一對〈盜人破損畢、／仍被移寶藏花瓶香呂了〉
古銅花瓶一對同香呂二　磬一

各堂舎には、「青磁花瓶香呂一對」「古銅香爐」といった仏前荘厳の同じ什物がある。そのため、亡失と現在品の認識で混乱が生じており、什物の諸方進上に際しては、朱、墨で数度の訂正がなされたと考えられるのである。

巻末には、料紙を改めて続く第13紙があり、「法清」以下、貞治四年正月までに三者の署名が続いている。当該期には幕府による寺内規制の要請と寺家側による再確認がおこなわれており、「目録」内の勘考も概ね貞治四年までになされたものとされているのである。

二、「目録」の料紙と勘考

この「目録」の作成手続きについては、奥書に「法清」「崇珊」「圭照」三者の署名があることから、歴代三者の手を経て勘考されたものと考えられてきた。「目録」には墨書、朱書による数度の勘考痕が残されているが、これを三者の手によるものとしたのである。記載では各什物の上部中央、左、右に合点が残されており、三者の合点がその三点に相当するとされている。

実際には、事情はより複雑なようである。合点が記されていない什物が多々あるばかりではなく、墨や朱による抹消、墨や朱による補記、そして何よりも著しく不自然な料紙の寸法を考慮しなければならないからである。[5] これらについて、以下に詳述するが、該当箇所の所在については巻首冒頭より付した行番号で明示したい（後掲図版1参照）。[6]

（1）合点と抹消の特徴

「目録」に記されている合点と抹消符については、勘考がなされた時代や順序を知るための手がかりとなる。関係を整理するために、符丁の特徴を列記すると次のようになる。

a. 朱抹消什物には朱合点は付されていない（102）。
b. 墨書は朱書により誤記が訂正される（90, 92, 125, 131, 132）。[7]
c. 朱合点は、中央、右、左の順で付せられている。
d. 墨右合点、朱中央、右合点があるものは貞治二年十二月二十七日に進物となる（12, 40）。
e. 墨右合点、朱中央、左右合点があるものは貞治四年六月六日に進物となる（87, 121）。
f. よって、朱左合点は貞治二年十二月二十七日から同四年六月六日までの間に付されている。
g. 墨抹消と朱合点の関係は様々（30, 64, 80, 112）
h. 付箋による補入もある。[8]
i. 52―73「被進方々仏日庵絵以下事」には64を除き合点がない。

よって、符丁の手順はおおよそ次のようなものになる。

a. 貞治二年四月の法清による原本作成
b. 貞治二年五月十八日の自身による勘考と朱による訂正（中央朱合点）

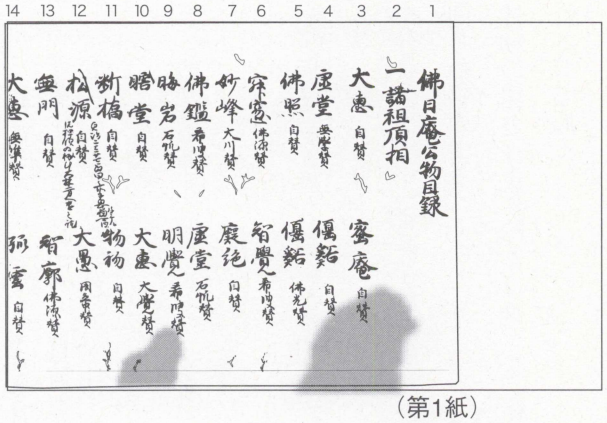

（第1紙）

図版1　「仏日庵公物目録」トレース図

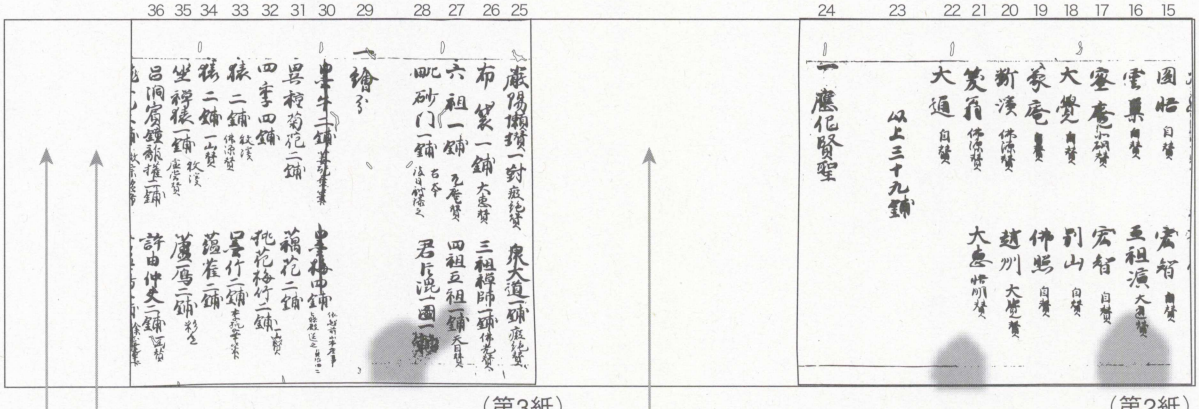

（第3紙）　（第2紙）

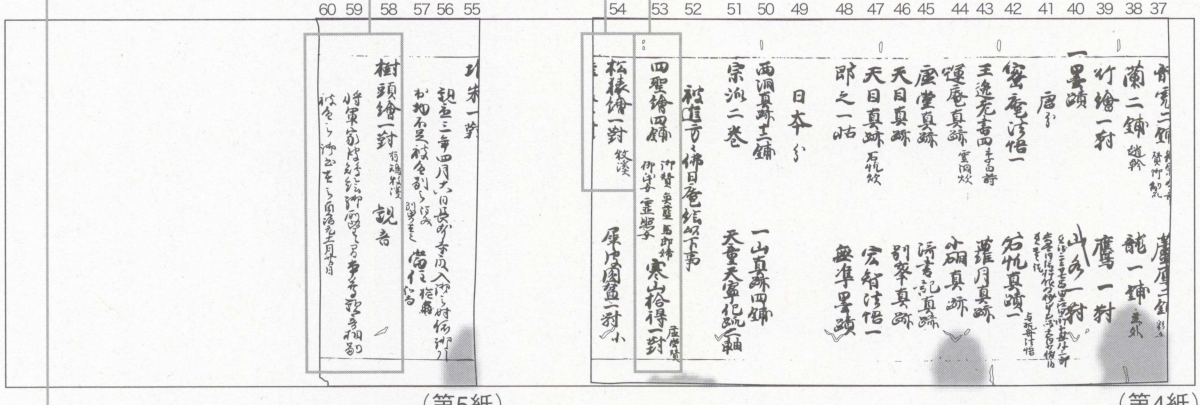

（第5紙）　（第4紙）

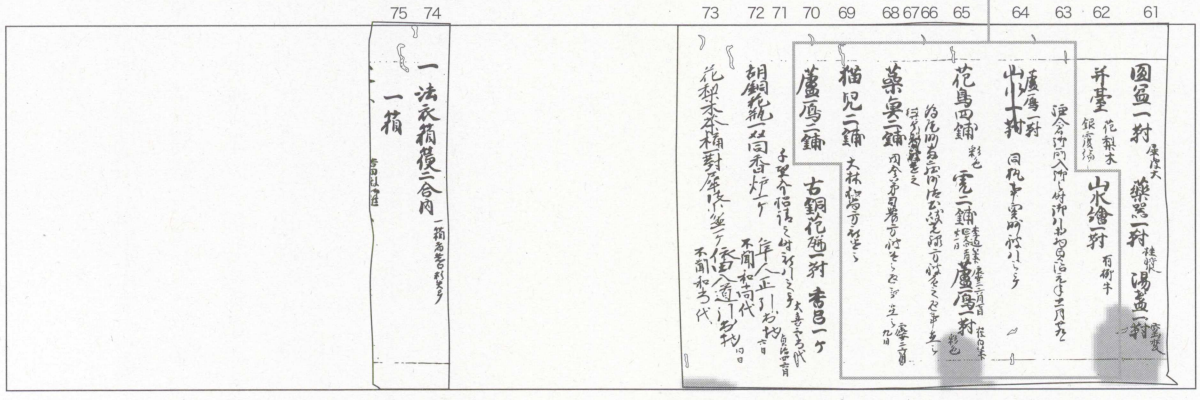

（第7紙）　（第6紙）

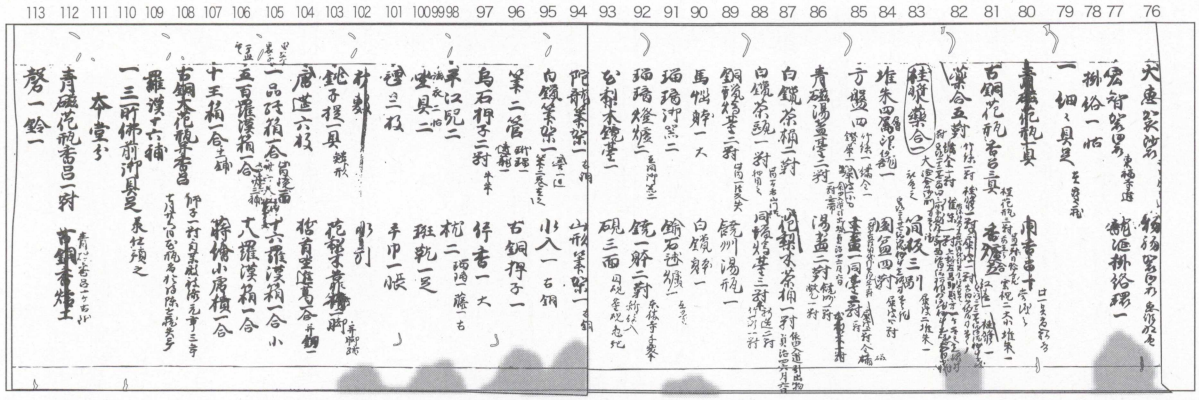

（第9紙）　（第8紙）

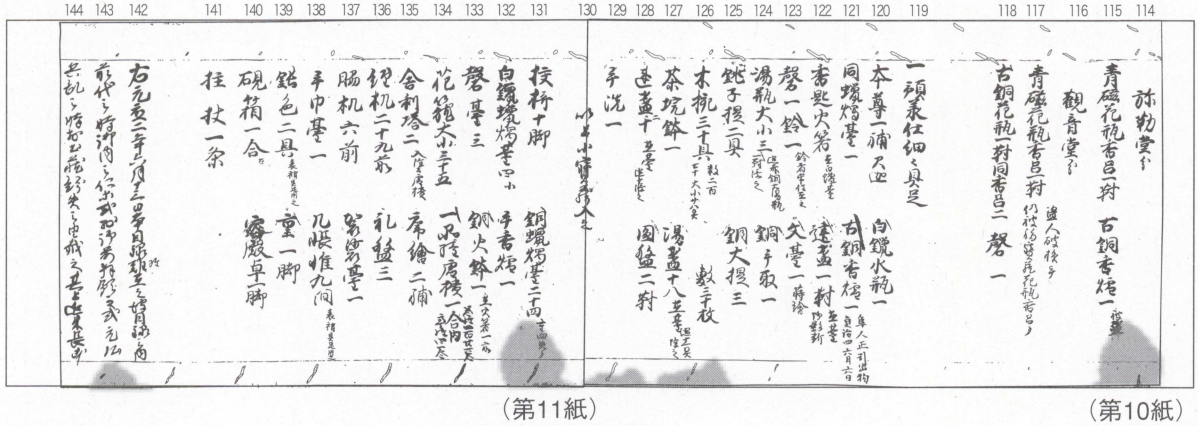

（第11紙）　（第10紙）

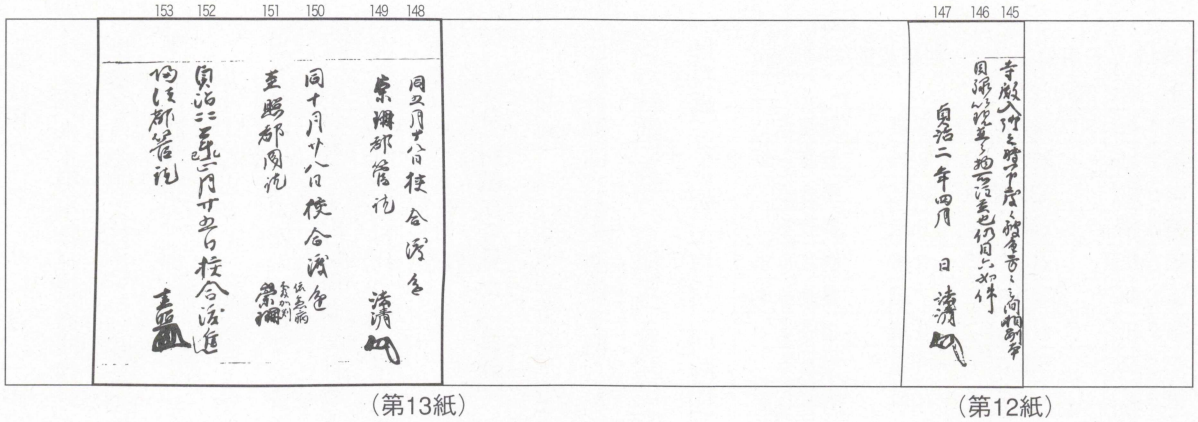

（第13紙）　（第12紙）

本図版は「仏日庵公物目録」の料紙法量、変色痕、虫損と補入の関係を示すために「目録」をトレースしたものである。変色痕に着目すると、料紙の綴合が不自然であることがわかる。また復元しうる「目録」の記述関係の可能性を矢印で記してある（本文20頁釈文参照）。該当個所を際だたせるために一部変色箇所、虫損を省略している。版下として『宋元仏画』（神奈川県立歴史博物館特別展図録、平成19年10月、80-81頁）を用い、一部注記、抹消符や合点などは省略した。

＊トレースは当館野島愛子による。

c. 貞治二年十月二十八日の崇珊による勘考（右朱合点）
d. 貞治四年正月二十五日の圭照による勘考（左朱合点）
e. 貞治四年六月六日以降の帰法都管による勘考（墨右合点）

ところで、前述の特徴 i. は、この目録の成立を考える上で重要な示唆を与えている。i. には合点が殆どないことから明らかなように、寺外に流出した什物は本来「目録」記載外の什物である。「被進方々仏日庵絵以下事」として、敢えて記しているところに「目録」の意図はある。同項の末には異筆で「貞治四年六月六日」に進物とした什物が加えられている（72，73）。この什物は、次々項目「細々具足」中に列記されている什物と同一物であり、当該項目中で進物の注記が加えられながら、再度別項に記述する念の入れようなのである。

このことは、「目録」中、上位に位置する「応化賢聖」「絵分」項目中に存在した什物が「被進方々仏日庵絵以下事」として記録されている可能性と、「細々具足」とされた什物のうち、後刻注記をもつ文物が重複して記録された可能性を示している。例えば「被進方々仏日庵絵以下事」で「四聖繪四鋪〈御賛　魚藍　馬郎婦／柳氏女　靈照女〉、寒山拾得一對〈虚堂賛〉、松猿繪一對〈牧溪〉」とされる絵画は、本来「応化賢聖」項目中の「魚藍一鋪〈御賛〉」「馬郎婦一鋪　〈御賛〉」「柳氏女一鋪〈御賛〉」「靈照女一鋪〈御賛〉」「寒山拾得一對〈虚堂賛〉」に排列されていたはずのものであり、「松猿繪一對〈牧溪〉」は「絵分」項目中として排列されていたものであろう。同様に、「胡銅花瓶一双、同香爐一ヶ〈隼人正引出物〈貞治四六月／六日〉／不聞和尚代〉」「花梨木茶桶一對犀皮小盆一ヶ〈依田入道引出物〈同日〉不聞和尚代〉」「犀皮圖盆一對〈小〉」は、「細々具足」項目中、それぞれ「古銅香爐一〈隼人正引出物／貞治四六月六日〉」「花梨木茶桶一對〈依田入道引出物／貞治四六月六〉」「圓盆四對〈犀皮四對／現在大少一對〉〈一對圭照都聞代紛失、現在三對〉」とあるものに相当すると思われる。

以上のことから、「目録」を当該期禅宗寺院の什物帳として考える場合にはいくつかの操作が必要であることが明らかとなる。その第一は、「目録」を旧に復して什物としての序列を把握する必要であり、次ぎに、何が失われ、何が残されているかを把握する必要があるのである。

（2）料紙から見た「目録」

「目録」は、現状一巻に成巻され桐箱に収められた状態で伝来する。什物目録は、相承関係を明らかにする公験であるから、一般的には整った料紙に整った様式で書写伝来することが多いのだが、この「目録」は料紙こそ紙質が均質、同時代であると認められるものの、法量（幅）は極度に不揃いの料紙を継いで成巻されているのである。実測値は具体的に以下のようになる。

【表1】仏日庵公物目録の料紙法量（縦x横 cm）

見　返:	30.0x24.5	
第１紙:	30.0x37.3	１－２紙　　墨渡る
第２紙:	x32.7	２－３紙　　墨渡らず
第３紙:	x33.8	３－４紙　　墨渡る
第４紙:	x48.0	４－５紙　　墨渡る
第５紙:	x13.0	５－６紙　　墨渡らず
第６紙:	x40.8	６－７紙　　墨渡らず
第７紙:	x 6.9	７－８紙　　墨渡る
第８紙:	x48.0	８－９紙　　墨渡る
第９紙:	x47.7	９－10紙　　墨渡らず
第10紙:	x47.8	10－11紙　　墨渡る
第11紙:	x44.1	11－12紙　　墨渡らず
第12紙:	x10.2	12－13紙　　墨渡らず
第13紙:	x28.6	
第14紙:	x 8.5	（軸補紙）
軸　径:	x 0.8	

表1から各紙紙幅が一定でないことは明白である。

特に、第5，7，12紙は縦長の切紙であるといえるほどに寸が短く、伝来の過程で切除を受けていると考えられる。墨の渡りを考えれば、2—3紙、5—6紙、6—7紙、9—10紙、11—12紙、12—13紙の間には墨が渡らず、切除部分が存在した可能性を否定できない。うち、第4，6紙は、この「目録」の核心であると指摘した「被進方々仏日庵絵以下事」に関わる部分であり、寺外へと流出した什物の記録の変化が料紙の用法として表出しているものと考えられる。また、奥書第12紙部分は、伝来に際して何らかの改変が行われたことを示唆している。

一方、第8，9，10，11紙は紙幅約48糎程度と一定しており、大きな改変が加えられていない。「細々具足」項には、寺外に流失した什宝について、多数の注記が施されており、巻子装体裁面に改変を加えることなく注記で対応している様子がうかがえる。つまり、この部分は比較的当初に近い状態を保持しているのであり、「目録」作成過程を考える上で考慮すべき部分なのである。

そこで、図版1を参照されたい。図版1は汚損によって生じた料紙変色に着目して排列した「目録」の全体である。当初の形態に近いと思われる第8—11紙には比較的自然な変色痕が残され、その位置は規則的に現れている。規則性が緩やかなことから、元来は現状よりも多くの料紙が綴合された巻子装の一部であった可能性もある。この痕跡が「目録」成立の比較的早い段階で付いていたことは、第2—7紙の痕跡と比較してみれば明らかである。後者にも同様の痕跡が残り、しかも切除された部分を補って考えなければ整合しない規則性をもって現れるのである。2—3紙、3—4紙、5—7紙には切除された部分が存在し、それを補入すれば目録部分については十全に復元できるものと考え得るのである。(9)

三、「目録」の改変過程

そこで、第2—7紙の復元と、改変過程について考えてみたい。この「目録」中、「被進方々仏日庵絵以下事」には、記録しておくべき元什宝が記されていることは既に述べた。書風が一様であることを考えれば、「目録」全体はこの什物帳を貞治二年四月に書き上げた法清の筆跡としてよいであろう。料紙法量から推測すれば、第1紙は袖部分を考慮すれば切除部分はない。問題となるのは2—3紙、3—4紙、5—7紙部分であって、それぞれには元台帳段階では多くの記述があったはずなのである。「目録」奥書には元應二年六月十三日付の目録があったことが記されており、この「目録」も台帳との勘考結果を基礎としている。

注意したいのは「被進方々仏日庵絵以下事」には、本来「応化賢聖」「絵分」に分類されるべきものが集約されて記されていることである。観応三年（一三五二）足利尊氏入御の際の引出物、貞治元年（一三六二）鎌倉殿入御の際の引出物、延文四年（一三五九）、康安二年（一三六二）尾張国にある寺領相論の際の秘計、千葉介宛て秘計、貞治四年（一三六五、後筆）と数度にわたる流出が絵画、具足の順でまとめて記されていることからすれば、「目録」中の注記に「注文／別帋在之」とあるとおり、別記があり、それを盛り込むかたちで作成していったものと思われる。今仮にその部分を復元すると次のようになる。

一　應化賢聖　　＊ゴチック部分は復元補入

魚藍一鋪〈御賛〉　　**馬郎婦一鋪〈御賛〉**

柳氏女一鋪〈御賛〉　　**靈照女一鋪〈御賛〉**

寒山拾得一對〈虚堂賛〉

嚴陽懶瓚一對〈癡絶賛〉　　衆大道一鋪〈癡絶賛〉

布袋一鋪〈大恵賛〉　　三祖禪師一鋪〈佛光賛〉

六祖一鋪〈兀庵賛〉　　四祖五祖一鋪〈天目賛〉

毘砂門一鋪〈古本／後日被添之〉　　君片混一圖一軸

一　繪分

墨牛二鋪〈姜□章筆〉　　墨梅四鋪

異種菊花二鋪　　藕花二鋪

四季四鋪　　桃花梅竹二鋪〈一山賛〉

猿二鋪〈牧溪／佛源賛〉　　墨竹二鋪〈李孤峯筆〉

猿二鋪〈一山賛〉　　蘊雀二鋪

坐禪猿一鋪〈牧溪／虚堂賛〉　　蘆鴈二鋪〈彩色〉

呂洞賓鐘離權二鋪　　許由仲夫二鋪〈一山賛〉

龍虎二鋪〈徽宗皇帝／賛御製〉　　蘆鴈二鋪〈徐正達筆／彩色〉

蘭二鋪〈趙幹〉　　龍一鋪〈立外〉

竹繪一對　　鷹一對

松猿繪一對〈牧溪〉　　山水一對

觀音〈牧溪カ〉　　**樹頭繪一對〈有鷄牧溪〉**

山水一對　　**山水繪一對〈有柳牛〉**

花鳥四鋪〈彩色〉　　**蘆鴈一對**

蘆鴈一對〈崔白筆／彩色〉　　**虎二鋪〈李迪筆〉**

猫兒二鋪　　**藻魚二鋪**

蘆鴈二鋪

また具足については、後筆（貞治四年六月六日以降）の「胡銅花瓶一双、同香爐一ヶ、花梨木茶桶一對、犀皮小盆一ヶ」を除いて、貞治元年までの流出什物は「被進方々仏日庵絵以下事」に、貞治二年以降は「細々具足」に注記を施すことで対応しているようである。ちなみに、ここで進物として進上されている什物は次の品々である。

犀皮圖盆一對〈小〉、堆朱一對、圓盆一對〈犀皮大〉、藥器一對〈桂漿〉、湯盞一對〈窯變〉、臺〈花梨木／銀覆輪〉、古銅花瓶一對、香呂一ヶ

ここで、復元した什物を見てみると、「応化賢聖」では三行、「絵分」では六行の上下段相当分が補えるのであり、第2—3紙の欠如部分にほぼ相当するものとなることが分かる。観応三年（一三五二）に「応化賢聖」より割譲された什物を、「被進方々仏日庵絵以下事」として後記するために第2紙より切除し、また「絵分」よりも失われた部分を第3紙より切除した結果、第2，3紙は通常より短い寸法となったのではなかろうか。貞治二年以降の割譲は墨による抹消が施されており、あくまでも「被進方々仏日庵絵以下事」として集約されたのは法清が「目録」を作成する以前の流出であったと思われる。第5，7紙の切除部分については不明だが、ともに流出什物に関わる記述が予想される部分であり、「細々具足」に関わる記述があったものと推測される。

四、公物における序列

「目録」の復元的考察によって、元応二年（一三二〇）の什物は「被進方々仏日庵絵以下事」に記され什物を「応化賢聖」「絵分」「細々具足」の三項目に還元したものであり、本稿冒頭に示した「目

録」の構成から逸脱しないことを確認した。その上で、什物中の何が交換財として機能したかに着目すれば、除外されているのは「諸祖頂相」「墨跡」「法衣箱籠二合内一箱」であり、寺院公物の核である師資相承に関係する寺宝は堅く護持されていることが判明する。

一方、進物として諸方に割譲された「応化賢聖」「絵分」「細々具足」は、寺院内部に留め置かれた文物とは大差がないが、宗教性を有する諸祖絵像等よりは観音や人物を描いた道釈画、花鳥山水、虎、猫、雁などが好まれていたようである。勿論、進物・秘計として寺外にもたらされた什物には受容した側の選好も考慮されなければならないが、一般的には当該の絵画が唐物として好まれたのである。[10] 注意したいのは「目録」中、「五百羅漢箱一合〈廿三補〉」「十八羅漢箱一合」「十王箱一合〈十一鋪〉」は「細々具足」の項に記されており「絵分」には分類されていない。羅漢や十王の図像は譲渡の対象となる「財」としての唐物を代表する絵画なのであり、これらがで流通する事実は中世社会に広範に存在した唐物受容の機運を裏付けている。「具足」としての分類は、崇敬の対象というよりはむしろ寺内荘厳の什物として認識されていることを表しており、「目録」での序列も下位に位置するのである。[11]

具足（工芸品）では、割譲されたものがいずれも盆や香炉、古銅などである点が興味深い。威信財としての「唐物」という意味では、公物に頻出する「青磁花瓶香呂一對」等が想起されるが、実際に割譲されている形跡はない。当時隆盛していた八朔儀礼においても盆や香箱といった文物が相互互換されていることを考えれば、寺院内部で保持されるべき公物と割譲可能な唐物は区別されていたのであろう。このことは、唐物として包括的にとらえられている文物に寺宝と什物という区別があることを示しており、のちに唐物の代用物である木製漆工品が量産されるようになる素地を提供していると思われる。[12]

いずれにせよ、これら什物は将軍家、土岐氏等の守護家といった幕府上層部の受容するところであり、唐物理解の主要なパトロネージは中央権力によって再生産されていたと考えられる。[13] 円覚寺から寺宝が送られている土岐氏との関わりでは、建長寺派として東国の禅宗寺院と一脈を通ずる什物を残す妙興寺（愛知県一宮市）[14]に、土岐大膳大夫入道（頼康）からの寺領安堵目録があったとされる。[15] 妙興寺は建長寺十三世南浦紹明を師として滅宗宗興が貞和四年に開いた寺院であり、文和二年（一三五三）には足利義詮により祈願所とされている。「目録」の記述とは同時期のことである。永正十八年（一五二一）四月三日付「慶甫宗誕遺物道具目録」[16]には「香合〈剔紅〉」「盆〈堆朱〉」などが見え、文禄四年（一五九五）三月の「西住庵校割帳」には三幅一対の墨絵である「芦葉達磨」「五祖」「六祖」、「釈迦」「不動」「梅」「十六善神」、墨跡、三具足などが列記され、[17] 中世を通じてこれら什物が伝来していたことを物語る。円覚寺に縁のある富田荘を擁した土岐氏の領国下では、唐物受容の素地が形成されているのである。

おわりに―「目録」の性質と作成過程―

最後に「目録」奥書部分の問題点に言及し、「目録」の性質と作成の過程について推論を加えたい。この「目録」第11―13紙部分には、

この公物帳の制作意図が記されていることは前述の通りである。しかし「目録」の原型を書き上げたと考えられる貞治二年四月日「法清」の署名部分料紙は、紙幅がわずかに10．2糎しかないのである。巻末第13紙には相伝の経緯を示す、三者の署名が次のように残されている。

同五月十八日校合渡進
崇珊都管訖　　法清（花押）
同十月廿八日校合渡進
圭照都聞訖　　崇珊〈依急病／不及加判〉
貞治四年〈乙巳〉正月廿五日校合渡進
帰法都管訖　　圭照（花押）

注意したいのは、第12紙に記されている「法清」の署名と、第13紙に記されている「法清」の署名に微妙な変化が感じられることである。後者はむしろ最後尾に署名をする「圭照」の書風に近いものがあり、更にいえば「崇珊」の書風も同一である。尤も「崇珊」は「急病により加判に及ばず」とあるのだから、本人が署判していないことは確実である。重要な公物確認の目録校合に急病が理由で「加判」しない点は不審であり、画一的な文言と書風、料紙寸法の不自然さからすれば、校合のうえで相伝したという〝形式〟が重視され、第13紙は一筆であると考えることも出来る。

貞治三年正月には関東公方足利基氏より、寺務規式を全うすべく命令が下されるが、[18]それをうけた形で寺家評定衆掟書出されている。[19]「當寺規式条々」とするこの文書には、「為全公儀、不論親疎、固可守此法者也」として、「公儀」に随う決意を表明しているが、連署する一四名中に「法清」「都聞圭照」が含まれている。「仏日庵公物目録」はこのような「公」を意識した時節にあって、「公用」什物の相承を意識して作成されているのであり、[20]貞治元年十一月の関東公方入御以降、貞治三年正月までの約一年に渡り勘考が加えられたことと相応する。「目録」の原型成立と同時期の貞治二年四月には、同じく法清が「円覚寺文書目録」を作成しており、[21]「目録」が、重書目録と同様の意識で作成されていたことを裏付けている。両者については不明な点も多いが、「法」字、「圭」字を諱として継承していると考えれば、太平妙準、玉峰妙圭に連なる法流と考えられる（図版2）。この両者は高峰顕日を師とする同一法流であり、のち無学派の中では隆盛を極めた派となっている。奥書に「急病により加判に及ばず」とされた「崇珊」は派を異にする規庵祖圓の門下と考えられ、実質加判が無く、奥書三者が圭照の筆になるのではないかとするのはそのことによる。

図版2：無学派

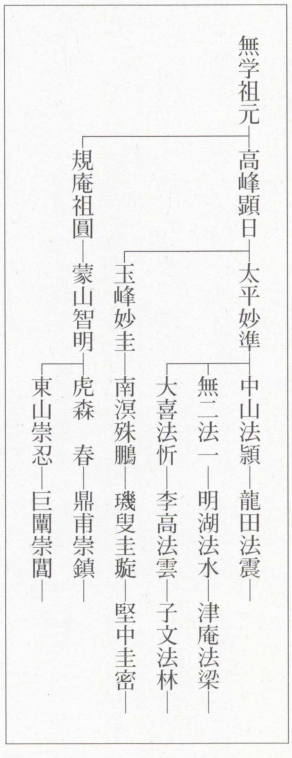

このように見てくると、「目録」は唐物を含む寺物を蓄積し、相承を繰り返す中世寺院の什物管理の一つとして生成されたことが明らかとなる。[22]料紙法量の不均一さは伝来に由来する法流内部での確執が反映していると考えるが、その点は別稿に譲りたい。唐物研究では並び利用される室町将軍家周辺の名物録である『君台観左右帳記』が、同

朋による知識の集積と故実化の伝書であったことを考えれば、両者の生成経緯には厳然とした差異がある。「目録」は寺院の什物目録、後者は故実書なのである。当然のように、寺物の確認と相承に用いられた「目録」は異本、流布本を発生させる必然性をもたない。

「仏日庵公物目録」は、寺院内部の重書目録の性格を満たしているものであり、原本そのものが重要視される寺領寄進状、安堵状、原本主義の表出である墨跡等と同様の性格を持つものである。奥書において相承手続が明示されることで正当性の所在をも示しており、単なる唐物目録ではないことを確認しておきたい。

註

(1) 写真図版は、本図録の他「研究資料　仏日庵公物目録」(『美術研究』24)、『鎌倉　禅の源流　建長寺創建750年記念特別展』(東京国立博物館編、二〇〇三年六月)、『鎌倉円覚寺の名宝　七百二十年の歴史を語る禅の文化』(五島美術館編、二〇〇六年十月)などが参考となる。単行書では玉村竹二・井上禅定『円覚寺史』(春秋社、一九六四年十二月)、神奈川県教育委員会編『神奈川県文化財図鑑』(書跡編)、川副武胤「鎌倉の禅宗寺院」(『鎌倉市史』)など参照。活字本は『美術研究』(二〇)、『茶道古典全集』(二)、『日本思想大系』(二三)などに所収されている。一般的には「ぶつにちあんこうもつもくろく」と称されているが、「くもつもくろく」とするほうがよいのかもしれない。本稿では以下「目録」とする。

(2) 「仏日庵公物目録」が禅宗寺院によってもたらされた唐物との関わりで利用されることは多いのだが、ともすれば個々の作者や名辞のみに着目されることも多い。本報告では、史料としての性格をまず確定することを念頭においている。

(3) 高橋範子「仏日庵公物目録の世界―宋代禅宗文化の風、満ちる」(『日本の国宝』別冊7、二〇〇〇年七月、朝日新聞社)。

(4) 仏日庵公物目録に展開されている品物の秩序は、初期禅宗寺院内部における価値観を具現化したものであるといえる。記されたものの内、現存作品は少ないが、そのまとまりの意義については高橋範子氏の論考を参照されたい。

(5) 本稿は、平成十九年十月に開催された「宋元仏画」展の展示準備に係わる調査研究の成果に負うところがある。「目録」の調査については、事前調査を当館がかつて作成したレプリカによって綿密に行った。展示準備に際し料紙各紙の法量や筆跡などを詳細に検討することにより、伝存過程における錯簡や亡失の可能性を考え得た。その後、円覚寺で行われる秋季「風入れ」および展示等で実地調査をおこなった。展示に際しては現在成巻されている公物目録の法量、文字校訂、状態確認などをおこなった。若干の朱の褪色、レプリカ作成の際の遺漏等が確認された。

(6) 見出し、各什宝、割注なども含めて一律に整序番号を付した。

(7) 朱墨で「現在―」と記すものが多い。

(8) 第八紙上段「竹絵一対」「竹絵一」などに付箋の跡が残る。

(9) 料紙の同一箇所に同様に現れるため、直径14糎ほどの巻子装周回上に位置していたと推測できる。文書目録等、仏日庵に関わる他の公験とともに綴合されていた可能性がある。料紙にはこのほか虫損痕跡も複数認められるが、これらは8糎程度で規則性をもつ。よって、直径2．5糎程度の巻子装が推測され、現状に近い状態で付いたものと考えられる。

(10) 土岐氏による絵画の受容については、白水正「土岐氏時代の絵画について」(岐阜市歴史博物館編『特別展―土岐氏の時代―』、一九九四年一〇月)が要を得て詳しい。

(11) この記述は軸を収納する箱のみをいっているのではなく、「一鋪」としているので明らかに画像を含んだ記述である。中世には建長寺派であった尾張国(愛知県一宮市)妙興寺には次のような史料が残されている。「覚阿京上料足

公事上洛入目〈寛正四（一四六三）癸未三月四日洛上至六月七日下着〉」と題する用途帳（活字本では『新編一宮市史』（資料編五）所収、四〇四号文書、一九六〇年七月）は寛正年間に作成されたもので、「拾五貫文　羅漢質」「五貫文　西住三具足質分」との記述がある。使者の京上に際して、羅漢（おそらく図像）や三具足を質入れして旅費を捻出しているのであり、余剰財として保管されている什物を換金している同様な事例と言えるであろう。「目録」には、貞治年間に尾張国で発生した寺領富田荘の相論に際して、種々の進物が贈られたことを記している。土岐光録方、依田入道に対する「秘計」は、このような唐物であった。「財」としての唐物は、それを受容する素地がなければ「財」たり得ない。

(12) 古川元也「鎌倉彫と鎌倉物―三条西実隆の意識から―」（『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』第27号、二〇〇一年三月）。関周一「唐物の流通と消費」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第92集、二〇〇二年四月）。

(13) 土岐氏と画業との関わりについては『美濃明細記』（伊東実臣著、元文三年（一七三八）成立）参照。『満済准后日記』永享五年（一四三三）八月十七日条には、「土岐大膳大夫（土岐持頼）来、本尊一幅随身龍眠筆」とあるので、十五世紀前半には李龍眠のなんたるやは存知していたのであろう。

(14) 妙興寺には質量共に屈指の古文書（重要文化財）の他、「彫根来大香合」（県重要文化財）、良全画「白衣観音」、「仏道二教諸尊図」「十六羅漢像」（いずれも重要文化財）など南北朝、中国宋元絵画が多数伝来している。『妙興寺の絵画名宝展』（一宮市博物館編、二〇〇一年四月）参照。現在、妙心寺派。

(15) 『新編一宮市史』（資料編五）所収、「滅宗宗興自筆妙興寺重書目録」（一六六号文書）には「一通、将軍家目録末ニ有之、土岐大膳大夫入道〈法名善忠〉為外題目録、同寄附諸旦那寄進状等」とある。この目録は寺内でも非常に重んじられてきたものである。

(16) 前掲註15、四七五号文書参照。

(17) 前掲註15、五二七号文書参照。

(18) 貞治三年正月二十九日付関東公方足利基氏御教書（「円覚寺文書」、『神奈川県史』資料編3上、四四九〇号文書）参照。

(19) 貞治三年正月付円覚寺評定衆連署掟書（「円覚寺文書」、『神奈川県史』資料編3上、四四九一号文書）参照。

(20) 貞治六年四月付下野国鑁阿寺別当頼仲定書（「鑁阿寺文書」、『神奈川県史』資料編3上、四四九八号文書）には「三宝物私用之咎」の記述があり、公儀御祈祷所たる寺院の寺物は本質的に「公用」すべきであるとの意識が働いていたことが分かる。

(21) 円覚寺文書目録（「円覚寺文書」、『神奈川県史』資料編3上、四四九一号文書）参照。同書には応安三年（一三七〇）二月二十七日に崇鎮により追記がなされている。

(22) 什物帳、校割帳の性格については、『宋元仏画』（平成十九年度特別展図録、平成十九年、十月）所収の論考編において次のように位置付けた。

イ、作成の機会
　a 寺内における世代交代：中興開山、新派の創出などが契機になることが多い
　b 政権交代：大規模な権力機構の変化に伴う安堵、礼物進上の必要性から作成

ロ、作成の目的
　a 正統性の確保：文書の相承が正当性を示す。
　b 財産の確定と相承：文書の相承が裏付となる。
　c 余剰財の確認：進上（秘計）や交換（相博）可能な什物の確認。